

虐待の防止のための指針

居宅介護支援事業所チャレンジ

1. 基本的な考え方（目的）

当事業所は、高齢者虐待防止法及び介護保険法に基づき、利用者に対する虐待の禁止を徹底し、利用者の尊厳の保持と人格の尊重を最優先とする。この指針は、虐待の未然防止、早期発見、及び迅速かつ適切な対応を行うための体制を整備することを目的とする。

2. 虐待防止のための管理体制

役職	氏名	役割・責任
管理者（虐待防止責任者）	若狭 敬志	虐待防止対策を統括する責任者。指針の整備、研修・訓練の実施、職員への指導、苦情・通報時の事実確認と対応の指揮、関係機関との連携を一手に担う。

3. 虐待の定義

本指針において「虐待」とは、高齢者虐待防止法に定める以下の行為を指す。

- 身体的虐待:** 利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。
- 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）:** 意図的であるかどうかにかかわらず、居宅サービス計画作成等の介護保険サービス提供に必要な手続きを怠るなど、利用者にとって必要なサービスやケアを現に提供せず、または提供を著しく怠ること。
- 心理的虐待:** 利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な態度その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 性的虐待:** 利用者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。
- 経済的虐待:** 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 虐待防止のための基本方針

- 人権の尊重:** 利用者一人ひとりの人権と尊厳を尊重し、個人のプライバシーに配慮した公正なケアマネジメントを行う。
- 専門性の向上:** 虐待防止責任者は、虐待の発生要因や適切なケアマネジメントに関する知識・技術を常に学び、専門性の向上に努める。
- 利用者・家族との関係構築:** 日常的なコミュニケーションを通じて、利用者及びその家族との信頼関係を築き、虐待が発生しにくい環境を整備する。

5. 虐待防止のための具体的な措置

（1）倫理規定・行動規範

- 管理者（職員）は、サービスの提供にあたり、常に**専門職としての倫理と責任**を自覚し、利用者及びその家族等に対して誠実に対応する。
- 利用者や家族からの訴え、要望、疑問、苦情等を真摯に受け止め、迅速に対応する。

(2) 相談・苦情解決体制の整備

- 虐待に関する苦情や相談、通報等を受け付ける窓口を明確にする。
 - 窓口:** 居宅介護支援事業所チャレンジ 管理者 若狭敬志
 - 連絡先:** 電話番号 050-3778-5939
- 通報者・相談者の個人情報や、通報・相談内容に関する秘密は厳守する。

(3) 虐待防止のための研修・訓練

- 年1回以上**、虐待防止に関する研修を実施する。
※一人での運営の場合、**外部機関が開催する研修への参加、または関連マニュアル・資料を用いた自己学習**をもって研修に代えることとする
- 年1回以上**、虐待事例の発生を想定した対応訓練（シミュレーション等）を実施し、関係機関への連絡・報告の手順を確認する。

6. 虐待発生時の対応

(1) 発生・通報時の対応

- 虐待の疑いがある事案を認知した場合は、速やかに虐待防止責任者である若狭敬志が対応する。
- 虐待の対象となった利用者の**安全確保**を最優先に行う。
- 事実確認**を客観的に行う（利用者、家族、関係者からの聞き取り、記録の確認など）。

(2) 関係機関への報告・連携

- 虐待と判断した場合は、速やかに市町村の**高齢者虐待対応窓口**や**地域包括支援センター**、**警察**などの関係機関に通報・報告し、その指示に従い連携して対応する。
- 居宅サービス計画の変更が必要な場合は、関係者と連携し、迅速かつ適切に対応する。

7. 指針の閲覧

本指針は、利用者及びその家族、関係事業所等がいつでも閲覧できるように、事務所内の掲示やホームページへの掲載などにより周知する。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する

以上